

- 【表紙】
- 【提出書類】 変更報告書No. 1
- 【根拠条文】 法第27条の25第1項及び第2項
- 【提出先】 関東財務局長
- 【氏名又は名称】 外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所
弁護士 片平 享介
- 【住所又は本店所在地】 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号オークラプレステージタワー
- 【報告義務発生日】 平成28年11月30日
- 【提出日】 令和2年11月6日
- 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1
- 【提出形態】 その他
- 【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと
(元提出者であるクラインオート ベンソン(ジャージー)トラスティーズ リミテッド(以下「KBTL社」という。)は、平成28年11月30日付けでエスジー ハンブロス トラスト カンパニー(チャネル アイランド)リミテッド(SG Hambros Trust Company (Channel Islands) Limited)(現商号:エスジー クラインオート ハンブロス トラスト カンパニー(シーアイ)リミテッド(SG Kleinwort Hambros Trust Company (CI) Limited))を存続会社とする吸収合併により消滅したため、吸収合併存続会社であるエスジー クラインオート ハンブロス トラスト カンパニー(シーアイ)リミテッドが本報告書を提出するものである。)

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	GCA株式会社
証券コード	2174
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所市場第一部

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ジャージー法に基づく株式有限責任会社（Company limited by shares））
氏名又は名称	元提出者の名称：クラインオート ベンソン（ジャージー）トラスティーズ リミテッド（Kleinwort Benson (Jersey) Trustees Limited）
住所又は本店所在地	元提出者の住所：クラインオート ベンソン ハウス、ピーオー ボックス 76 ウェスツ センター セント ヘリエ、ジャージー、ジェイイー4 8 ピーキュー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和48年7月16日
代表者氏名	元提出者の代表者：ショーン B ボーディン/リチャード C ルブラン/ パトリック M V ル ガレッツ/リチャード J ニコル/キース G パーク/サイモン J クレイス
代表者役職	元提出者の代表者役職：ディレクター/ディレクター/ディレクター/ディ レクター/ディレクター/ディレクター
事業内容	元提出者の事業内容：個人顧客及び期間に対するプライベートバンキング及 び資産管理サービスの提供

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区虎ノ門二丁目10番4号オークラブステータタワー 外国法共同事業・ジョーンズ・デイ法律事務所 弁護士 片平 享介
電話番号	03-4595-3939

(2)【保有目的】

GCA株式会社の完全子会社であるGCA Altium Corporate Finance Limited (以下「Altium社」という。)の従業員にインセンティブを付与するための従業員給付信託の受託者として保有。(元提出者であるKBTL社は、平成28年11月30日付けでエスジー ハンブロス トラスト カンパニー(チャンネル アイランド)リミテッド(SG Hambros Trust Company (Channel Islands) Limited)(現商号:エスジー クラインオート ハンブロス トラスト カンパニー(シーアイ)リミテッド(SG Kleinwort Hambros Trust Company (CI) Limited))を存続会社とする吸収合併により消滅したため、吸収合併存続会社であるエスジー クラインオート ハンブロス トラスト カンパニー(シーアイ)リミテッドが本報告書を提出するものである。)

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	0		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 0	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		0
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成28年11月30日現在)	V	38,713,952
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.00

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	9.13
----------------------------	------

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成28年11月 30日	普通株式	3,533,830	9.13	市場外	処分	エスジー ハ ンプロス ト ラスト カン パニー（チャ ネル アイラ ンド）リミ テッド	吸収 合併 によ り存 続会 社に 承継

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

元提出者であるKBTL社を含め、Altium社の前株主が保有するGCA株式会社の株式については、GCA株式会社の管理プログラムに従い、株式の売却を規制するロックアップ契約が存在する。KBTL社が保有する株式の一部は、Altium社の従業員に付与されるストックオプションに割り当てられる。（KBTL社とエスジー ハンプロス トラスト カンパニー（チャンネル アイランド）リミテッドとの間の吸収合併により、エスジー ハンプロス トラスト カンパニー（チャンネル アイランド）リミテッドが存続会社として承継した。）
--

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	元提出者であるKBTL社は、元はAltium社の株主であったが、GA株式会社に対するAltium社株式の現物出資によりGA株式会社のA種株式を取得後、GCA株式会社とGA株式会社との株式交換を通じ、平成28年7月31日付で、GCA株式会社の株式3,533,830株を取得した。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地